

# 国土交通省 新型インフルエンザ等業務継続計画概要

## 業務継続計画の目的

国土交通省の所管業務及び所管事業者が行う事業の継続・縮小等が国民生活に与える影響等に鑑み、新型インフルエンザ等発生時の国土交通省における業務遂行の優先順位、体制。

## 業務継続の基本方針

- 新型インフルエンザ等発生時においても、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、職員の生命・健康を守りつつ適切な意思決定に基づき業務を継続することが求められる。
- 発生時継続業務
  - ⇒ 強化・拡充業務を優先的に実施するほか、一般継続業務を適切に継続。
  - ⇒ 職場における感染対策を徹底し、勤務体制を工夫。
- 発生時継続業務以外の業務
  - ⇒ 大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入。

## 継続業務の優先順位

- ①強化・拡充業務
  - ①-1国土交通省における強化・拡充業務
  - ①-2所管事業者における強化・拡充への指導・支援業務
- ②一般継続業務
  - ②-1国民生活に必要なサービス提供業務
  - ②-2社会インフラ維持・安全確保業務
- ③その他の業務

|         |         | 業務の性格   |
|---------|---------|---|
| 発生時継続業務 | 強化・拡充業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等対策政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの</li> <li>・国土交通省における強化・拡充業務(対策本部設置等の危機管理業務、職員への注意喚起等省内感染拡大防止業務、国民及び所管事業者に対する広報業務等)</li> <li>・所管事業者における強化・拡充業務への指導・支援業務(水際対策への指導等、公共交通機関運行継続への助言・支援、所管事業者の感染拡大防止策の促進等)</li> </ul>  |
|         | 一般継続業務  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することで、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの</li> <li>・国民生活に必要なサービス提供業務(輸送機関の管制、治安維持、災害・事故等における情報提供、輸送機関の検査、所管事業に関する許認可等)</li> <li>・社会インフラ維持・安全確保業務(公共交通機関の安全確保のための指導・監査・検査、生活関連施設の維持・管理・安全確保等)</li> <li>●発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務</li> <li>・組織維持業務(予算関連業務、国会関連業務、福利厚生業務、人事業務、会計業務等。但し、新型インフルエンザ等まん延時に継続の必要性があるものに限る。)</li> </ul> |
| その他の業務  |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発生時継続業務以外の業務</li> </ul>   |